

訪問看護事業所概要

1.事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所		
事業所の名称	三股町訪問看護ステーションなごみ		
事業所の所在地	〒889-1901 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山 3384-2		
事業所の連絡先	電話番号	0986-52-7133	
	F A X 番号	0986-36-7134	
	ホームページ	http://www.mimata-syakyou.or.jp/.	
介護保険事業所番号	4561790140		
事業の目的	社会福祉協議会は医療保険、介護保険に基づき訪問看護事業を行うため主治医の指示に基づき、医療者の家庭における療養生活に必要な看護および指導や、他の保険、医療機関又は福祉サービスとの連携を密に図りながら支援を行う。		
管理者氏名	出水 洋子		
事業の開始年月日	平成 10 年 6 月 23 日		
指定の更新年月日	令和 8 年 4 月 1 日		
生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関(生活保護の介護扶助を行う機関)の指定			あり

2.事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	三股町・都城市
営業日	毎週月曜日から金曜日 ※土・日・祝(12/29～1/3)除く
サービス提供時間	8 時 15 分から 17 時 00 分 ※営業日以外でも相談に応じます。
営業時間外の対応	24 時間の電話相談の対応あり 急な病状の変化があった場合の訪問看護の対応状況

3.職員の体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者兼従事者	看護師	1 名	0 名	1 名
従事者	看護師	3 名	4 名	7 名
従業者(看護補助者)		0 名	0 名	0 名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

① サービスの内容

訪問看護にあたっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が利用者の家庭を訪問し、次のサービスを提供します。

○療養上の世話：食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助、身体の清潔の援助。

○診療の補助、褥瘡の処置、カテーテルの管理、点滴などの医療処置

○リハビリテーションに関すること

○家族支援に関すること、家族への療養上の指導・相談

○緊急対応

② 利用料金

国が定めた診療報酬に従い徴収いたします。

各種医療公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額又は免除されます。

医療保険証による訪問看護の場合は、一部負担割合により 1 割・2 割・3 割と異なります。

その他の加算については別途説明いたします。

5. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者 出水洋子 電話番号 0986-52-7133
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 時 15 分～17 時 00 分

(2) 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

① 苦情・相談の窓口担当者が、苦情・相談を受付、内容を聴き問題点を整理し、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決します。

② 上記の窓口担当者の判断では解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決します。

③ その上で解決が困難な場合には、下記の相談機関への申し立てができる旨を伝え、当該係争事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

三股町役場 高齢者支援課	所在地 宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1 号 電話番号 0986-52-9062
宮崎県国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 号 電話番号 0985-35-5301

宮崎県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 宮崎市原町 2 番 22 号 電話番号 0985-60-0822
----------------------------------	---

6.介護報酬加算の状況

①〈介護保険〉〈介護予防〉

緊急時訪問看護加算	月 1 回 600 単位
特別管理加算	月 1 回 500 単位 月 1 回 250 単位
退院時共同指導加算	初回時 600 単位
初回加算	(1) 初回時 350 単位 (2) 初回時 300 単位
ターミナルケア加算(介護保険のみ算定可)	2,500 単位
口腔連携強化加算	1 回につき 50 単位
長時間訪問看護加算	1 回につき 300 単位
複数名訪問看護加算	(Ⅰ) 1 回につき所要時間 30 分未満 254 単位 1 回につき所要時間 30 分以上 402 単位 (Ⅱ) 1 回につき所要時間 30 分未満 201 単位 1 回につき所要時間 30 分以上 317 単位
介護職員等処遇改善加算	所定単位数×1.8%
訪問看護サービス提供体制強化加算Ⅱ	3 単位/回

②〈医療保険〉

早朝加算	2,100 円
夜間加算	2,100 円
深夜加算	4,200 円
特別管理加算	月 1 回 5,000 円 (重症度、処置の難易度の高い方) 月 1 回 2,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	月 1 回 25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	月 1 回 10,000 円
訪問看護ベースアップ評価料	月 1 回 1,830 円

退院時共同指導加算	8,000 円＋特別管理指導加算(特別管理加算の対象に退院時共同指導を行ったとき)2,000 円
退院支援指導加算	6,000 円または 8,400 円 (長時間の指導を行ったとき)
在宅患者連携指導加算	月 1 回 3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス	1 回 2,000 円(月 2 回に限り)
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回 50 円
訪問看護医療情報連携加算	月 1 回 1000 円

※利用者の同意を得て、オンライン資格確認等システムにより得られる診療情報を取得、活用して訪問看護の指導、実施を計画的に管理して行っています。

※訪問看護医療情報連携加算においては、ICT ツールとして「MCS：メディカルケアステーション」を利用しています。

< MCS 連携機関 >

1	連携機関の名称	ホームクリニックみまた
	種類	保険医療機関
2	連携機関の名称	彩り在宅クリニック
	種類	保険医療機関
3	連携機関の名称	かじや薬局 牟田町店
	種類	保険薬局
4	連携機関の名称	みんなの薬局
	種類	保険薬局
5	連携機関の名称	高齢者総合福祉施設 恵寿苑
	種類	居宅介護支援事業所
6	連携機関の名称	ふれあい指定居宅介護支援事業所
	種類	居宅介護支援事業所
7	連携機関の名称	三股町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
	種類	居宅介護支援事業所
8	連携機関の名称	サンライト薬局 三股店
	種類	保険薬局
9	連携機関の名称	カラーズ/カラーズ 2
	種類	児童発達支援事業所/放課後等デイサービス

など多数の機関と連携をしています。

7.介護職員等処遇改善加算の見える化要件

本事業所では職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い処遇改善加算の算定要件を満たしていることから以下の処遇改善加算が適用されます。

介護職員等処遇改善加算

職場環境等要件 見える化要件に基づき具体的な取組について公表します。

入職促進に向けた取組	事業所の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
生産性向上のための業務改善の取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている 職場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している 5S活動(業務管理手法の1つ、整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善